

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示を制定する件

新旧対照条文

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 (並)</p> <p>二 (並)</p>	<p>一 (並)</p> <p>二 (並)</p>
<p>別表</p> <p>障害児通所給付費等単位数表</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>1 児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>一～八（略）</p> <p>二 法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>ホ（略）</p> <p>注1 一から八までについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下</p>	<p>別表</p> <p>障害児通所給付費等単位数表</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>1 児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>一～八（略）</p> <p>二 法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>ホ（略）</p> <p>注1 一から八までについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下</p>

「指定都市」という。)又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。)にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。)に届け出た指定児童発達支援の単位(児童福祉法に基づき指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。))第5条第4項及び第6条第5項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。)において、指定児童発達支援(指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。)を行つた場合に、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センター(法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。)の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2～5 (略)

6 (略)

イ～ハ (略)

ニ 主として障害児(重症心身障害児を除く。)を通わせる第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行う場合(ホに該当する場合を除く。)

(1)～(3) (略)

ホ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行つた場合

(1) 利用定員が5人の場合

410単位

「指定都市」という。)又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。)にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。)に届け出た指定児童発達支援の単位(児童福祉法に基づき指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。))第5条第4項及び第6条第5項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。)において、指定児童発達支援(指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。)を行つた場合に、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センター(法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。)の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2～5 (略)

6 (略)

イ～ハ (略)

ニ 主として障害児(重症心身障害児を除く。)を通わせる第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合(ホに該当する場合を除く。)

(1)～(3) (略)

ホ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行つた場合

(1) 利用定員が5人の場合

410単位

	(2) 利用定員が6人以上10人以下の場合	205単位
	(3) 利用定員が11人以上の場合	102単位
	7～8 (略)	
2	家庭連携加算	
イ	所要時間1時間未満の場合	187単位
ロ	所要時間1時間以上の場合	280単位
注	指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第54条の6及び第54条の7の規定による基準該当児童発達支援事業所を除く。以下「指定児童発達支援事業所等」という。)において、指定通所基準第5条若しくは第6条又は第54条の2の規定により指定児童発達支援事業所に置くべき従業者(栄養士及び調理員を除く。以下この第1において「児童発達支援事業所等従業者」という。)が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者(法第6条の2第8項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。)の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援(以下「指定児童発達支援等」という。)を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。ただし、同一日に児童発達支援給付費を算定している場合は、算定しない。	
	3～12 (略)	
13	福祉・介護職員処遇改善加算	
注	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該	

	(2) 利用定員が6人以上10人以下の場合	205単位
	(3) 利用定員が11人以上	102単位
	7～8 (略)	
2	家庭連携加算	
イ	所要時間1時間未満の場合	187単位
ロ	所要時間1時間以上の場合	280単位
注	指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所(以下「指定児童発達支援事業所等」という。)において、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定又は別に厚生労働大臣が定める施設基準により指定児童発達支援事業所に置くべき従業者(栄養士及び調理員を除く。以下この第1において「児童発達支援事業所等従業者」という。)が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者(法第6条の2第8項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。)の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援(以下「指定児童発達支援等」という。)を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。ただし、同一日に児童発達支援給付費を算定している場合は、算定しない。	
	3～12 (略)	
13	福祉・介護職員処遇改善加算	
注	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等(国、独立行政法人国立病院	

当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ（略）

14（略）

## 第2 医療型児童発達支援

1～7（略）

8 特別支援加算

25単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該指定医療型児童発達支援を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。

9～11（略）

## 第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

イ 障害児に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行う場合（ロに該当する場合を除く。）

(1)・(2)（略）

ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

(1)（略）

(2) 休業日を行う場合

(一) 利用定員が5人の場合

1,587単位

機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ（略）

14（略）

## 第2 医療型児童発達支援

1～7（略）

8 特別支援加算

25単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該指定医療型児童発達支援を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。

9～11（略）

## 第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

イ 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合（ロに該当する場合を除く。）

(1)・(2)（略）

ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

(1)（略）

(2) 休業日を行う場合

(一) 利用定員が5人の場合

1,587単位

(㉒)	利用定員が6人以上10人以下の場合	813単位
(㉓)	利用定員が11人以上の場合 注1～6 (略)	689単位
	7 (略)	
	イ 主として障害児（重症心身障害児を除く。）に 対し指定放課後等デイサービスマス又は基準該当放課 後等デイサービスマスを行った場合（ロに該当する場 合を除く。） (1)～(3) (略) ロ・ハ (略)	
	8 (略)	
2	家庭連携加算	
イ	所要時間1時間未満の場合	187単位
ロ	所要時間1時間以上の場合	280単位
	注 指定放課後等デイサービスマス事業所又は基準該当放課後等デ イサービスマス事業所（指定通所基準第71条の4において準用す る同令第54条の6及び第54条の7の規定による基準該当放課 後等デイサービスマス事業所を除く。以下「指定放課後等デイサ ービスマス事業所等」という。）において、指定通所基準第66条 又は第71条の2の規定により指定放課後等デイサービスマス事業 所等に置くべき従業者（以下この第3において「放課後等デ イサービスマス事業所等従業者」という。）が、放課後等デイサ ービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意 を得て、就学児等の居宅を訪問して就学児等及びその家族等 に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度 として、その内容の指定放課後等デイサービスマス又は基準該当 放課後等デイサービスマス（以下「指定放課後等デイサービスマス等	

(㉒)	利用定員が6人以上10人以下の場合	813単位
(㉓)	利用定員が11人以上 注1～6 (略)	689単位
	7 (略)	
	イ 主として障害児（重症心身障害児を除く。）に 対し指定放課後等デイサービスマスを行った場合（ロ に該当する場合を除く。） (1)～(3) (略) ロ・ハ (略)	
	8 (略)	
2	家庭連携加算	
イ	所要時間1時間未満の場合	187単位
ロ	所要時間1時間以上の場合	280単位
	注 指定放課後等デイサービスマス事業所又は基準該当放課後等デ イサービスマス事業所（以下「指定放課後等デイサービスマス事業所 等」という。）において、指定通所基準第66条の規定又は別 に厚生労働大臣が定める施設基準により指定放課後等デイサ ービス事業所等に置くべき従業者（以下この第3において「 放課後等デイサービスマス事業所等従業者」という。）が、放課 後等デイサービスマス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保 護者の同意を得て、就学児等の居宅を訪問して就学児等及び その家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき 4回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービスマス又 は基準該当放課後等デイサービスマス（以下「指定放課後等デ イサービスマス等」という。）を行うのに要する標準的な時間で所 定単位数を加算する。ただし、同一日に放課後等デイサービ	

」という。)を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を  
加算する。ただし、同一日に放課後等デイサービス給付費を  
算定している場合は、算定しない。

3～10 (略)

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職  
員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届  
け出た指定放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出  
た基準該当放課後等デイサービス事業所(国、独立行政法人国  
立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センタ  
ーが行う場合を除く。12において同じ。)が、就学児等に対し、  
指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲  
げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。  
ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつ  
ては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ (略)

12 (略)

第4 保育所等訪問支援

1～4 (略)

又給付費を算定している場合は、算定しない。

3～10 (略)

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職  
員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届  
け出た指定放課後等デイサービス事業所等(国、独立行政法人  
国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センタ  
ーが行う場合を除く。12において同じ。)が、就学児等に対し  
、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に  
掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する  
。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあ  
つては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ (略)

12 (略)

第4 保育所等訪問支援

1～4 (略)

改 正 案	現 行
<p>一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の児童発達支援給付費の注1の厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>イ 通所給付費等単位数表第1の1のイを算定すべき指定児童発達支援の単位（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第四項及び第六条第五項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。）の施設基準</p> <p>当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき指定通所基準第六条第一項第二号に規定する児童指導員又は保育士（以下この号において「児童指導員等」という。）及び同条第二項に規定する機能訓練担当職員（以下この号において「機能訓練担当職員」という。）の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。</p> <p>ロ（ハ）（略）</p> <p>二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>イ（略）</p> <p>□ 通所給付費等単位数表第1の1の二を算定すべき基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の二第一項に規定</p>	<p>一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の児童発達支援給付費の注1の厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>イ 通所給付費等単位数表第1の1のイを算定すべき指定児童発達支援の単位（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第四項及び第六条第五項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。）の施設基準</p> <p>当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき指定通所基準第六条第一項第二号に規定する児童指導員又は保育士（以下この号において「児童指導員等」という。）及び同条第二項に規定する機能訓練担当職員（以下この号において「機能訓練担当職員」という。）の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。</p> <p>ロ（ハ）（略）</p> <p>二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>イ（略）</p> <p>□ 通所給付費等単位数表第1の1の二を算定すべき基準該当児童発達支援事業所（通所給付費等単位数表第1の1の注2に</p>

する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

指定通所基準第五十四条の二から第五十四条の五までの規定による基準に適合する基準該当児童発達支援事業所又は第五十四条の六若しくは第五十四条の七の規定による基準該当児童発達支援事業所（以下「みなし基準該当児童発達支援事業所」という。）であること。

規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(3)までに掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 次の(一)から(五)までに掲げる基準を満たしていること。

(一) 指定通所基準第五条第一項第一号の基準と同等な人員を確保していること。

(二) 指定通所基準第五条第一項第二号に規定する児童発達支援管理責任者（以下「児童発達支援管理責任者」という。）を一以上配置していること。

(三) 指導訓練を行う場所を確保するとともに、必要な機械器具類を有していること。

(四) 基準該当児童発達支援事業所の利用定員は、十人以上とすること。

(五) 基準該当児童発達支援（通所給付費等単位数表第1の1の注2に規定する基準該当児童発達支援をいう。）の提供に当たって、指定通所基準第十二条から第二十二条まで、第二十三条（第一項及び第四項を除く。）、第二十四条、第二十五条第二項、第二十六条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第五十二条から第五十四条までに規定する運営に関する基準と同等な内容を満たし、運営の向上に努めること。



(2) 次の(一)及び(二)に掲げる基準を満たしている指定生活介護事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護（指定障害福祉サービス基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）を提供すること。

(一) 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、指定生活介護の利用者の数及び指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合に、当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

(二) 障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること。

(3) 次の(一)から(三)までに掲げる基準を満たしている指定通所介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護（指定居宅サー

ピス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を提供すること。

(一) 当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と指定通所介護を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

(二) 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、指定通所介護の利用者の数及び指定通所介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

(三) 障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること。

#### 八 (略)

三 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注6及び第1の2の注の厚生労働大臣が定める施設基準

前号ロ(1)に掲げる基準を満たしている基準該当児童発達支援事業所(同ロ(2)又は(3)に該当する基準該当児童発達支援事業所を除く。)であること。

#### 四 (略)

五 通所給付費等単位数表第1の12の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイから八までに掲げる基準のいずれにも適合すること。  
イ 指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が八時間以上であること。

#### 八 (略)

三 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注6の厚生労働大臣が定める施設基準

基準該当児童発達支援事業所(みなし基準該当児童発達支援事業所を除く。)であること。

#### 四 (略)

五 通所給付費等単位数表第1の12の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイから八までに掲げる基準のいずれにも適合すること。  
イ 指定通所基準第三十七条(同令第五十四条の五において準用する場合を含む。)に規定する運営規程に定められている営業時間が八時間以上であること。

ロ・八（略）

六〇七（略）

八 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注1の厚生労働大臣が定める施設基準

イ（略）

ロ 通所給付費等単位数表第3の1のイを算定すべき基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第七十一条の二に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

指定通所基準第七十一条の二及び第七十一条の三の規定による基準に適合する基準該当放課後等デイサービス事業所又は指定通所基準第七十一条の四において準用する指定通所基準第五十四条の六若しくは第五十四条の七の規定による基準該当放課後等デイサービス事業所（以下「みなし基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）であること。

ロ・八（略）

六〇七（略）

八 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注1の厚生労働大臣が定める施設基準

イ（略）

ロ 通所給付費等単位数表第3の1のイを算定すべき基準該当放課後等デイサービス事業所（通所給付費等単位数表第3の1の注1に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(3)までに掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 次の(一)から(五)までに掲げる基準を満たしていること。

(一) 指定通所基準第六十六条第一項第一号の基準と同様な人員を確保していること。

(二) 児童発達支援管理責任者を一以上配置していること。

(三) 指導訓練を行う場所を確保するとともに、必要な機械器具類を有していること。

(四) 基準該当放課後等デイサービス事業所の利用定員は、十人以上とすること。

(五) 基準該当放課後等デイサービス（通所給付費等単位数表第3の1の注1に規定する基準該当放課後等

デイサービスをいう。)の提供に当たって、指定通所基準第七十条(第一項を除く。)、第七十一条において準用する第十二条から第二十二条まで、第二十五条第二項、第二十六条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十一条まで、第四十三条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第五十二条から第五十四条までに規定する運営に関する基準と同等な内容を満たし、運営の向上に努めること。

(2) 次の(一)及び(二)に掲げる基準を満たしている指定生活介護事業所が、地域において放課後等デイサービスが提供されていないこと等により放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供すること。

(一) 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、指定生活介護の利用者の数及び指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

(二) 障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること。

(3) 次の(一)から(三)までに掲げる基準を満たしている指定通所介護事業所が、地域において放課後等デイサービスが提供されていないこと等により放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定通所介護を提供

するもの。

(一) 当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と指定通所介護を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

(二) 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、指定通所介護の利用者の数及び指定通所介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

(三) 障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること。

九 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注3及び注4の厚生労働大臣が定める施設基準

通所給付費等単位数表第3の1の口を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

指定放課後等デイサービスの単位ごとに置くべき職員及びその員数が次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 看護師 一以上

ロ 児童指導員又は保育士 一以上

ハ 機能訓練担当職員 一以上

ニ 児童発達支援管理責任者 一以上

十 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注7及び第3の2の注の厚生労働大臣が定める施設基準

九 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注3及び注4の厚生労働大臣が定める施設基準

通所給付費等単位数表第3の1の口を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

指定放課後等デイサービスの単位ごとに置くべき職員及びその員数が次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 嘱託医 一以上

ロ 看護師 一以上

ハ 児童指導員又は保育士 一以上

ニ 機能訓練担当職員 一以上

ホ 児童発達支援管理責任者 一以上

十 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注7の厚生労働大臣が定める施設基準

基準該当放課後等デイサービス事業所（みなし基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。）であること。

十一（略）

十二 通所給付費等単位数表第3の10の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイから八までに掲げる基準のいずれにも適合すること

イ 指定通所基準第七十一条若しくは第七十一条の四において準用する指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が八時間以上であること。

ロ・ハ（略）

十三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所給付費単位数表」という。）第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注5の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 入所給付費単位数表第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定すべき主として知的障害児（主として知的障害のある児童をいう。以下同じ。）又は自閉症児（主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所基準」という。）第二条第一号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(7)までに掲げる基準のいずれにも適合すること

第八号ロ(1)に掲げる基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業所（同ロ(2)又は(3)に該当する基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。）であること。

十一（略）

十二 通所給付費等単位数表第3の10の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイから八までに掲げる基準のいずれにも適合すること

イ 指定通所基準第七十一条において準用する指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が八時間以上であること。

ロ・ハ（略）

十三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所給付費単位数表」という。）第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注5の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 入所給付費単位数表第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定すべき主として知的障害児（主として知的障害のある児童をいう。以下同じ。）又は自閉症児（主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所基準」という。）第二条第一号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(7)までに掲げる基準のいずれにも適合すること

と又は(8)に適合すること。

(1) 入所給付費単位数表第1の1の注5のイ又は口の規定に該当する障害児（以下この号において「重度障害児」という。）が入所する建物（以下「重度障害児入所棟」という。）であつて、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。）第四十八条第一号、第二号及び第七号から第九号までに定めるもののほか、指導室、遊戯室、食堂（配膳室を含む。以下同じ。）、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の保護指導にあたる職員の職務に要する部屋並びに当該重度障害児入所棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、調理室、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児入所棟と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとする。

(2) (8) (略)

口 (略)

十四 〓十七 (略)

十八 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所施設給付費の注4の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 入所給付費単位数表第2の1の注4の重度障害児支援加算を算定すべき主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設（指定入所基準第二条第二号に規定する指定医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(7)までに掲げる基準のいずれにも適合すること又は(8)に適合すること。

と又は(8)に適合すること。

(1) 入所給付費単位数表第1の1の注5のイ又は口の規定に該当する障害児（以下この号において「重度障害児」という。）が入所する建物（以下「重度障害児入所棟」という。）であつて、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。）第四十八条第一号、第二号及び第七号から第九号までに定めるもののほか、指導室、遊戯室、食堂（配膳室を含む。以下同じ。）、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の保護指導にあたる職員の職務に要する部屋並びに当該重度障害児入所棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、調理室、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児入所棟と同一の敷地内にある他の建設の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとする。

(2) (8) (略)

口 (略)

十四 〓十七 (略)

十八 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所施設給付費の注4の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 入所給付費単位数表第2の1の注4の重度障害児支援加算を算定すべき主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設（指定入所基準第二条第二号に規定する指定医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(7)までに掲げる基準のいずれにも適合すること又は(8)に適合すること。

(1) 入所給付費単位数表第2の1の注4のイ又は口の規定に該当する障害児（以下「重度障害児」という。）が入所する建物（以下この号において「重度障害児病棟」という。）であつて、設備運営基準第五十七条第一号及び第二号に定めるもののほか、指導室、遊戯室、食堂、シヤワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の保護指導にあたる職員の職務に要する部屋並びに当該重度障害児病棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児病棟と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとする。

(2) (8) (略)

口 (略)

十九 (略)

二十 入所給付費単位数表第2の5の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること

イ (略)

口 設備については、小規模グループケアの各単位において、居室、居間・食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。ただし、浴室については、当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとする。

(1) 入所給付費単位数表第2の1の注4のイ又は口の規定に該当する障害児（以下「重度障害児」という。）が入所する建物（以下この号において「重度障害児病棟」という。）であつて、設備運営基準第五十七条第一号及び第二号に定めるもののほか、指導室、遊戯室、食堂、シヤワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の保護指導にあたる職員の職務に要する部屋並びに当該重度障害児病棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児病棟と同一の敷地内にある他の建設の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとする。

(2) (8) (略)

口 (略)

十九 (略)

二十 入所給付費単位数表第2の5の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること

イ (略)

口 設備については、小規模グループケアの各単位において、居室、居間・食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。ただし、浴室については、当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建設の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとする。



ハ〜ハ (略)

ハ〜ハ (略)

改正案	現行
<p>一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の9の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援</p> <p>次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合</p> <p>イ 特別支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る児童発達支援計画（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第二十七条第一項に規定する児童発達支援計画をいう。）を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画（以下この号において「特別支援計画」という。）を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。</p> <p>ロ（二）（略）</p> <p>ニ 通所給付費等単位数表第1の13の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（一）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業所（指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四</p>	<p>一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の9の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援</p> <p>次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合</p> <p>イ 特別支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る児童発達支援計画（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第二十七条第一項に規定する児童発達支援計画をいう。）を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画（以下この号において「特別支援計画」という。）を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。</p> <p>ロ（二）（略）</p> <p>ニ 通所給付費等単位数表第1の13の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（一）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業所等（通所給付費等単位数表第1の2に規定する指定児童発達支援事業所等をいう。以下同じ。）において(1)の賃金改善に関する計画並びに当該</p>

条の二に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」と総称する。）において(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の見遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員見遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第五十九條の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長とし、基準該当児童発達支援事業所の場合にあつては登録先である市町村の市町村長とする。以下この号において同じ。）に届け出ていること。

ロ・八（略）  
(3)  
(8)（略）

計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の見遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員見遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第五十九條の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長とし、基準該当所支援の場合にあつては登録先である市町村の市町村長とする。以下この号において同じ。）に届け出ていること。

ロ・八（略）  
(3)  
(8)（略）

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合(平成二十四年厚生労働省告示第二百七十一号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案

現 行

一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十二号)別表障害児通所給付費等単位数表(以下「通所給付費等単位数表」という。)(第1の1の児童発達支援給付費の注3の(1)及び注4の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十二号)別表障害児通所給付費等単位数表(以下「通所給付費等単位数表」という。)(第1の1の児童発達支援給付費の注3の(1)及び注4の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 指定児童発達支援事業所(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営にする基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。)(第五条第一条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)(又は基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第五十四条の二に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定児童発達支援事業所等」と総称する。)(の障害児の数が次の表に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

イ 指定児童発達支援事業所(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営にする基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。)(第五条第一に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)(又は基準該当児童発達支援事業所(児童発達支援に係る基準該当通所支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)(第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。)(を行う事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定児童発達支援事業所等」と総称する。)(の障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

(略)	(略)
指定児童発達支援事業所等の障害児の数が次	(略)

(略)	(略)
指定児童発達支援事業所等の障害児の数が次	(略)

<p>の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 過去三月間の障害児の数の平均値が、次の(一)又は(二)に掲げる利用定員(指定児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている利用定員を、基準該当児童発達支援事業所の場合にあつては同令第五十四条の五において準用する同令第三十七条に規定する運営規程に定められている利用定員をいう。以下この号において「利用定員」という。)(の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める場合に該当する場合</p> <p>(2) (一)・(二) (略)</p> <p>□ 指定児童発達支援事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合には、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>	
<p>(略)</p> <p>指定児童発達支援事業所等の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準該当児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第五十四条の二第一項第一号又は第二号の基準を満たしていないこと。</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p>八 指定児童発達支援事業所等の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間数の基準に該当する場合には、所定</p>	

<p>の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 過去三月間の障害児の数の平均値が、次の(一)又は(二)に掲げる利用定員(指定児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている利用定員を、基準該当児童発達支援事業所の場合にあつては厚生労働大臣が定める施設基準(平成二十四年厚生労働省告示第二百六十九号。以下「第二百六十九号告示」という。)(第二号ロ(1)(四)に基づく利用定員をいう。以下この号において「利用定員」という。)(の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める場合に該当する場合</p> <p>(2) (一)・(二) (略)</p> <p>□ 指定児童発達支援事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合には、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>	
<p>(略)</p> <p>指定児童発達支援事業所等の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準該当児童発達支援事業所の場合にあつては第二百六十九号告示第二号ロ(1)(一)又は(二)の基準を満たしていないこと。</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p>八 指定児童発達支援事業所等の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間数の基準に該当する場合には、所定</p>	

単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

(略)	(略)
指定児童発達支援事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) (略) (2) 基準該当児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第五十四条の五において準用する同令第二十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間を満たしていないこと。	(略)

単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

(略)	(略)
指定児童発達支援事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) (略) (2) 基準該当児童発達支援事業所の場合にあつては第二百六十九号告示第二号ロ(1)(五)に基づき定めた当該基準該当児童発達支援事業所の営業時間が四時間を満たしていないこと。	(略)

二 通所給付費単位数表第2の1の医療型児童発達支援給付費の注2の(1)及び注3の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合  
イ (略)  
ロ 指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」といふ。)(第六条の二第三項に規定する指定医療機関をいふ。以下同じ。)(の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間数の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

(略)	(略)
(略)	(略)

三 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注5の(1)及び注6の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

二 通所給付費単位数表第2の1の医療型児童発達支援給付費の注2の(1)及び注3の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合  
イ (略)  
ロ 指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関(法第六条の二第三項に規定する指定医療機関をいふ。以下同じ。)(の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間数の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

(略)	(略)
(略)	(略)

三 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注5の(1)及び注6の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）又は基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第七十一条の二に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定放課後等デイサービス事業所等」と総称する。）の障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>指定放課後等デイサービス事業所等の障害児の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>合</p> <p>(1) 過去三月間の障害児の数の平均値が、次の(一)又は(二)に掲げる利用定員（指定放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている利用定員を、基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準第七十一条の四において準用する同令第六十三条に規定する運営規程に定められている利用定員をいう。以下この号において「利用定員」という。）の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める場合に該当する場合</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p>	<p>(略)</p>

ロ 指定放課後等デイサービス事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合には、

イ 指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）又は基準該当放課後等デイサービス事業所（放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援を行う事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定放課後等デイサービス事業所等」と総称する。）の障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>指定放課後等デイサービス事業所等の障害児の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>合</p> <p>(1) 過去三月間の障害児の数の平均値が、次の(一)又は(二)に掲げる利用定員（指定放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準第六十九条に規定する運営規程に定められている利用定員を、基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあつては第二百六十九号告示第八号ロ(1)(四)に基づく利用定員をいう。以下この号において「利用定員」という。）の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める場合に該当する場合</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p>	<p>(略)</p>

ロ 指定放課後等デイサービス事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合には、所

所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする

<p>(略)</p> <p>指定放課後等デイサービス事業所等の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準該当放課後等デイサービス事業所の場 合にあつては指定通所基準第七十一条の二第一 項第一号又は第二号の基準を満たしていないこと</p>	<p>(略)</p>
<p>八 指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間数の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p> <p>指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準該当放課後等デイサービス事業所の場 合にあつては指定通所基準第七十一条の四にお いて準用する同令第六十三条に規定する運営規程 に定められている営業時間が四時間を満たしてい ないこと。(授業の終了後に行う場合を除く。)</p>	<p>(略)</p>

四 (略)

定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする

<p>(略)</p> <p>指定放課後等デイサービス事業所等の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準該当放課後等デイサービス事業所の場 合にあつては第二百六十九号告示第八号(一) 又は(二)の基準を満たしていないこと。</p>	<p>(略)</p>
<p>八 指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間数の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p> <p>指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準該当放課後等デイサービス事業所の場 合にあつては第二百六十九号告示第八号(一)(五) に基づき定めた当該基準該当放課後等デイサービ ス事業所の営業時間が四時間を満たしていないこ と。(授業の終了後に行う場合を除く。)</p>	<p>(略)</p>

四 (略)



障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>一(四) (略)</p> <p>五 平成二十四年三月三十一日において現に存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成二十四年厚生労働省令第四十号)による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)附則第五条に規定する旧指定児童デイサービス事業所が、適用日以降引き続き児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。)第四条に規定する指定児童発達支援又は指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業を行う場合におけるこれらの事業に係る指定通所支援基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所又は指定通所支援基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所であって、実務経験者を確保することができないものについては、一のイから八までの期間が通算して三年以上である者であって、二の規定を満たす者を児童発達支援管理責任者として置くことができる。</p>	<p>一(四) (略)</p> <p>五 平成二十四年三月三十一日において現に存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成二十四年厚生労働省令第四十号)による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)附則第五条に規定する旧指定児童デイサービス事業所が、適用日以降引き続き児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。)第四条に規定する指定児童発達支援又は指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業を行う場合におけるこれらの事業に係る指定通所支援基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所又は指定通所支援基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所であって、実務経験者を確保することができないものについては、一のイから八までの期間が通算して三年以上である者であって、二の規定を満たす者を児童発達支援管理責任者として置くことができる。</p>

別表第一 (略)

別表第一 (略)

食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針(平成二十四年厚生労働省告示第二百三十一号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>一 適正な手続の確保</p> <p>指定児童発達支援事業所(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。)(第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所のうち児童発達支援センターであるものに限る。以下同じ。)、指定医療型児童発達支援事業所(指定通所基準第五十六条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。))及び指定福祉型障害児入所施設(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所基準」という。)(第二条第一号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。)(以下「事業所等」と総称する。))における食事の提供及び光熱水費に係る契約(以下「契約」という。)(の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>一 適正な手続の確保</p> <p>指定児童発達支援事業所(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。)(第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所のうち児童発達支援センターであるものに限る。以下同じ。)、指定医療型児童発達支援事業所(指定通所基準第五十六条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。))及び指定福祉型障害児入所施設(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所基準」という。)(第二条第一号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。)(以下「事業所等」と総称する。))における食事の提供及び光熱水費に係る契約(以下「契約」という。)(の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>二 (略)</p>

厚生労働大臣が定める離島その他の地域(平成二十四年厚生労働省告示第二百三十二号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号)第八十二条第五項に規定する離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるものは、当該離島その他の地域が次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一～六 (略)</p>	<p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号)第八十二条第五項に規定する離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるものは、当該離島その他の地域が次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一～六 (略)</p>

児童福祉法に基づき指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>別表</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 医療型障害児入所施設</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 福祉・介護職員処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（<u>国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センター</u>）が行う場合を除く。以下この6及び7において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p>別表</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 医療型障害児入所施設</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 福祉・介護職員処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（<u>国</u>）が行う場合を除く。以下この6及び7において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>7 (略)</p>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づき指定障害福祉サービス等の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五四二二二号）

（傍線部分は改正部分）

改	現
<p>一 （並） 二 （並） 別表 第1～第6 （略） 第7 短期入所 1 短期入所サービスマス費（1日につき） イ～ニ （略） 注1～14 （略） 15 二(2)については、第6の1の注3に規定する基準該当生活介護又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）第4条第1項に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）、基準該当自立訓練（生活訓練）、<u>児童発達支援若しくは放課後等デイサービス</u>を利用した日において、基準該当短期入所事業所において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。</p>	<p>一 （並） 三 （並） 別表 第1～第6 （略） 第7 短期入所 1 短期入所サービスマス費（1日につき） イ～ニ （略） 注1～14 （略） 15 二(2)については、第6の1の注3に規定する基準該当生活介護又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）第4条第1項に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）、基準該当自立訓練（生活訓練）<u>若しくは基準該当通所支援（児童福祉法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援をいう。）</u>を利用した日において、基準該当短期入所事業所において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。</p>